

## 特定希少野生動植物種事業届出書

平成23年 4月 1日

山梨県知事 殿

届出者

住所〒400-8501

甲府市丸の内1丁目6-1

氏名 フLOWER山梨

(記名押印又は署名) 代表 山梨 太郎



電話 055-233-1520

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第16条第1項の規定に基づき、特定希少野生動植物種に関する特定希少野生動植物種事業について、次のとおり届け出ます。

特定希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設	名称	フラワー山梨
	所在地	甲府市丸の内1丁目6-1
特定希少野生動植物種事業の業務の対象とする種		キタダケソウ
		キタダケキンポウゲ
		キタダケトリカブト
		ヒラギデンダ
		ヒメデンダ
		キバナノアツモリソウ
		<input checked="" type="checkbox"/> カモメラン
		ホテイアツモリ
		<input checked="" type="checkbox"/> アツモリソウ
		ニョホウチドリ
		ホテイラン
		<input checked="" type="checkbox"/> タカネピランジ
		タカネマンテマ
		ハウオウシャジン
		ユキワリソウ
	クモイコザクラ	
	ハコネコメツツジ	
	ムシトリスミレ	
譲渡し又は引渡しの業務を開始しようとする日	平成 23 年 5 月 1 日	
業務内容	栽培	
備考	カモメラン 野生個体... なし、繁殖個体... 5 (栽培所で保有)	

注1 届出は、事業を開始しようとする日より前に行うこと。

2 届出者が法人である場合には、その住所及び氏名には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。

3 「特定希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」欄には、栽培・販売等の施設が複数ある場合は、1施設毎に別葉の届出書を使用すること。

4 「特定希少野生動植物種事業の業務の対象とする種」欄において複数の種を同時に特定希少野生動植物種事業の対象とする場合には、 をチェックすること。

5 「業務内容」欄には、業として行う内容(栽培・販売等)の記入をすること。

6 「備考」欄には、届出の日現在、対象とする特定希少野生動植物種の個体を既に保有(温室、販売所等で保有)している場合は、野生個体と繁殖個体を区別してその数量及び名称を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定希少野生動植物種事業届出事項変更届出書

平成23年 6月10日

山梨県知事 殿

届出者  
 住所〒400-8501  
 甲府市丸の内1丁目6-1  
 氏名 フLOWER山梨  
 (記名押印又は署名) 代表 山梨 太郎

電話 055-233-1520  
 届出済証番号( 001 )



山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第16条第1項の規定に基づき届け出た事項に変更があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定希少野生動植物種事業の届出年月日	平成23年5月1日	
変更した事項	氏名(名称及び代表者)	
	住所(主たる事業所の所在地)	
	施設の名称	
	施設の所在地	
	✓業務の対象とする種	
	<input type="checkbox"/> キタダケソウ	<input type="checkbox"/> キタダケキンポウゲ
	<input type="checkbox"/> キタダケトリカブト	<input type="checkbox"/> ヒイラギデンダ
	<input type="checkbox"/> ヒメデンダ	<input type="checkbox"/> キバナノアツモリソウ
	<input checked="" type="checkbox"/> カモメラン	<input type="checkbox"/> ホテイアツモリ
	<input type="checkbox"/> アツモリソウ	<input type="checkbox"/> ニョホウチドリ
<input type="checkbox"/> ホテイラン	<input checked="" type="checkbox"/> タカネピランジ	
<input type="checkbox"/> タカネマンテマ	<input type="checkbox"/> ホウオウシャジン	
<input type="checkbox"/> ユキワリソウ	<input type="checkbox"/> クモイコザクラ	
<input type="checkbox"/> ハコネコメツツジ	<input type="checkbox"/> ムシトリスミレ	
業務内容		
その他		
変更した年月日	平成23年5月11日	
変更の理由	栽培にかかる手入れが大変難しく今後栽培しないこととした	

- 注1 届出は、変更があった日から30日以内に行うこと。  
 2 届出者が法人である場合は、その住所及び氏名には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。  
 3 「特定希少野生動植物種事業の届出年月日」欄には、特定希少野生動植物種事業届出済証に記載されている届出年月日を記載すること。  
 4 「変更した事項」の「業務の対象とする種」欄には、変更後の業務の対象とする種全てをチェックし、既に届出済である種のうち、業務の対象としない種はチェックしないこと。  
 5 「変更した事項」の「その他」欄には、施設の増設・改築等の内容を具体的に記載することとし、変更後の施設の規模及び構造を明らかにした図面、写真を添付することなどにより、変更後の施設の概要が明確にわかるようにすること。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定希少野生動植物種事業廃止届

平成26年 1月 9日

山梨県知事 殿

届出者

住所 〒400 - 8501

甲府市丸の内1丁目6 - 1

氏名 フLOWER山梨

(記名押印又は署名) 代表 山梨 太郎



電話 055 - 233 - 1520

届出済証番号 ( 001 )

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第16条第1項の規定に基づき届け出た特定希少野生動植物種事業を廃止したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定希少野生動植物種事業の届出年月日	平成23年 5月 1日	
廃止した年月日	平成26年 1月10日	
譲渡し又は引渡しの業務を廃止した施設	名称	FLOWER山梨
	所在地	甲府市丸の内1丁目6 - 1
廃止の日に現に有する特定希少野生動植物種の個体等	数量	カモメラン 繁殖個体 1株
	処置の方法	みどり園芸へ販売予定 ( 1 / 10 )

- 注1 届出は、事業を廃止した日から30日以内に行うこと。
- 2 届出者が法人である場合は、その住所及び氏名には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。
- 3 「譲渡し又は引渡しの業務を廃止した施設」の「名称」及び「所在地」欄には、届出済証に記載されている名称及び所在地を記載すること。  
また、複数の施設を同時に廃止する場合には、1施設毎に別葉の届出書を使用すること。
- 4 「廃止の日に現に有する特定希少野生動植物種の個体等」の「数量」及び「処置の方法」欄には、野生個体と繁殖個体を区別し、その種の名称を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。